

日本筆記具工業会 平成17年度事業計画

自 平成17年4月1日、至 平成18年3月31日

平成17年度においては日本筆記具工業会 定款第4条(事業)に基づき以下の事業を実施する。

- (1) 筆記具とその関連製品の生産統計と貿易統計の調査及び研究
- (2) 筆記具とその関連製品の内外規格の調査研究
- (3) 筆記具とその関連製品の内外知的財産権の調査研究筆記具とその関連製品の安全及び環境問題に関する調査研究
- (4) 筆記具とその関連製品の外国関連団体との交流と情報の交換
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡折衝と協調
- (6) その他必要な事業

前各号の事業を企画推進するために設置された各委員会の平成17年度の活動計画

(1) 総務委員会

1. 本工業会の組織活動の基盤である会員の入会促進を図る。
2. 組織の運営とその年間計画の立案を行う。
 - ・ 通常総会 5月開催
 - ・ 会員懇親会 12月開催
 - ・ 理事会 原則として4月、5月(通常総会時)、10月、12月の4回
 - ・ 委員会 原則として3月、9月(但し、必要に応じて、委員長が召集し開催することもある)
3. 会員の相互交流を深める機会としての懇親会(通常総会時、年末講演会時、その他)優良工場見学会、会員研修会、講習・講演会等の企画・運営を行う。
4. 行政官庁との緊密な連絡と折衝を行う。
 - ・ 会員へのオフィシャル情報提供
5. 会員の福利厚生に資する業務を行う。(慶甲含む)
6. 予算の立案・執行と決算に関する業務の管理をする。

(2) 流通委員会

1. 消費税の総額表示に関する問題点の把握・対応の研究
2. 適正な販売と流通秩序に関する調査研究をする。
 - ・ JAN・ITF コードの調査研究
 - ・ 価格問題、カタログ等への協賛金問題等、その他の流通に関する問題等については、必要に応じて対応する。
3. 輸入筆記具(模倣品含む)問題に関する調査研究をする。
 - ・ 技術・国際委員会と連動して対応するが、特に模倣問題に関しては、個々の企業が

対応している問題について情報を提供してもらい、業界として共通の認識を持って対処する。

4. お客様相談窓口連絡会

- ・ お客様相談窓口担当者による情報交換会を定期的に開催する。
- ・ お客様対応事例集を各社の事例・他業界の情報なども参考に作成する。
- ・ お客様対応に関連する法などに対する調査研究を行う。

(3) 調査研究・広報委員会

1. 国内の筆記具統計資料の収集と会員への情報提供をする。(生活用品統計、貿易統計等)
 - 対アメリカ、対中国の輸出・輸入データを会員専用ページに掲載し、情報提供する。(月次、年次データ)
2. 海外の筆記具統計資料を会員への情報提供をする。(WIMA, EWIMA等の統計資料等)
3. 本工業会独自の調査資料を会員へ情報提供をする。
 - ・ 海外の筆記具市場に関する調査(中国貿易統計)
4. 会員相互の情報発信手段として「インターネット」の活用充実を図る。
 - ・ ホームページの活用充実を図り、会員への情報開示、活用促進を推進する。
 - ・ アンケートや各委員会からのHP掲載要望から次の項目を研究し、リニューアルしていく。
 - 1) 月次・年次統計データ
 - 2) お役立ち情報(筆記具に関するお役立ち情報を順次掲載する。)
 - 3) 安全性規制及び特許に関する情報(技術委員会及び知的財産部会)
5. 本工業会ニュースを発行する。
 - ・ 年4回発行(1月1日、4月1日、7月1日、10月1日)
6. 会員・委員会・部会名簿を年1回総会時に配布する。

(4) 技術・国際委員会

1. 工業標準化に関する活動を行う。
 - 工業標準化に関する情報収集と提供(新JISマーク制度等)
 - JIS原案改正作業(下記の改正原案を作成する。)
 - ・ JIS S 6005 シャープペンシル用しん
 - ・ JIS S 6006 鉛筆、色鉛筆及びそれら

- に用いるしん
- JIS 原案改正の 12 条申請の検討
- ・ JIS S 6013:02 シャープペンシル
 - ・ JIS S 6025:02 万年筆及びそのペン先
 - ・ JIS S 6055:02 事務用修正液
- JIS 規格の課題の検討
- ・ JIS S 6037:05 マーキングペン(筆記試験機の標準化、直液式マーキングペン及びホワイトボードマーカーの規格化)
- JNLA(工業標準化法に基づく試験事業者認定制度)生活用品分野(文房具)技術分科会の筆記具に関する事項
2. 国際規格等(ISO・EN・BS・DIN・NF・ASTM・SABS)に関する活動を行う。
 - ・ 国際規格に関する情報収集と提供(BS 7272-1 & 7272-2、Michler's Keton 等)
 - ・ ISO/TC10/SC9 に係る規格作成及び改正に関する審議及び提案(ゲルインキボールペンの新規提案:New Work Item Proposal、ISO9957-2:1995 定期見直し投票)
 - ・ ISO/TC10 国内対策委員会へ参画する。
 - ・ 国際規格適正化 / 共同開発合同委員会へ参画する。
 3. PL(製造物責任)法に関する調査研究
 - ・ クレーム分析と技術的対応
 - ・ 表示(使用上の注意等)への対応(流通委員会・お客様相談窓口連絡会)
 4. 安全性・環境への配慮に関する調査研究
 - ・ 国内の法令に関する情報収集と提供
 - ・ 国内の環境マークに関する調査研究(エコマーク関連等)
 - ・ 海外の安全・有害物規制に関する情報の収集・提供と日本からの発信(BS 7272-1 & BS 7272-2、EN71-9、EN71-10、EN71-11: "Organic Chemical Compounds in Toys", Legislation concerning Michler's Ketone, Arnold's Base and primary aromatic amines in ball point pen ink 等)
 5. 技術及び品質の向上に関する活動を行う。
 - ・ 会員の技術向上に関する研修会の実施
 - ・ 品質向上に関する調査研究(試験方法、評価方法及び試験機器、測定機器の統一等)鉛筆濃度試験紙の調査研究等
 6. 知的財産権に関する調査研究をする。
 - ・ 海外の模倣品対策に関する活動を行う。
 - <中国模倣品問題に関する調査及び対応>
 - (社)全日本文具協会主導、日本筆記具工業会協力の形での、ISOT 2005 における模倣品防止対策諸活動(セミナーの開催、真正品・模倣品比較展示コーナーの設置、弁理士による相談コーナーの設置、実態調査等)
 - <全文協との共催による(2005 文具貿易発展交流会)を実施>

- <中国筆記具メーカーのカatalog等の情報収集>
 - <模倣対策プロジェクト>
 - ・ 国際知的財産保護フォーラムのプロジェクト参加
 - ・ 著作権を含む知的財産権に関する会員への啓蒙と情報提供
7. 海外筆記具工業会との国際交流
 - ・ アメリカの WIMA、ヨーロッパの EWIMA / EPMA / ISZ 等の欧米の筆記具協会と統計資料やその他の情報交換をし、日、米、欧の緊密な連絡と協調を図る。(ISOT 2005 における、EWIMA、WIMA、JWIMA / AJSA の 3 極非公式会議(全文協との共催)、EWIMA Technical Subcommittee への出席等)
 - ・ 中国・東南アジア諸国筆記具協会(メーカー)との国際交流についての調査研究と情報収集
 8. 各部会に関する活動
 9. 日本文化用品安全試験所への試験委託に関する事項

……………用語の解説……………

国際規格等 ISO:International Organization for Standardization/国際標準化機構、EN:Euro Normale/欧州規格、BS:British Standards/英国規格、DIN:Deutsches Institut für Normung/ドイツ規格協会(DIN規格は Deutsche Norm と標記される)、NF:Normes Francaises/フランス国家規格、ASTM:American Society for Testing and Materials/米国試験材料協会、SABS:South African Bureau of Standards/南アフリカ連邦共和国規格(局)、**日・米・欧の工業会** JWIMA:Japan Writing Instruments Manufacturers Association/日本筆記具工業会、WIMA:Writing Instrument Manufacturers Association/米国筆記具工業会、EWIMA:European Writing Instrument Manufacturer's Association/欧州筆記具工業会、EPMA:European Pencils Manufacturers' Association/欧州鉛筆工業会、ISZ:Industrieverband Schreiben, Zeichnen, kreatives Gestalten、E.V/筆記、製図及び創作工芸用品工業会(ドイツ)製品別規格等、BS7272-1:英国規格「筆記具及びマーキングペン用の安全キャップの仕様書」、BS7272-2:英国規格「筆記具及びマーキングペンの尾栓の仕様書」、EN71-9:玩具に含まれる有機化合物(要求事項)、EN71-10:玩具に含まれる有機化合物(サンプルの準備と手順の抜粋)、EN71-11:玩具に含まれる有機化合物(分析方法)、Michler's Keton:インキに使用する染料に残存する発癌性のおそれのあるケトン、TC10:ISO の Technical Committee 10(技術委員会)、ISO/TC10:Technical drawings product definition and documentation/製図製品の規定と関連文書、SC9:ISO/TC10 の Subcommittee 9(技術小委員会)、ISO/TC10/SC9Media and equipment for drawing and related documentation/製図機器及び製図用具。